

定 款

一般社団法人防災行政無線研究所

平成30年3月30日認証

一般社団法人防災行政無線研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人防災行政無線研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡八頭町に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、防災行政無線のデジタル化等、災害情報手段の多重化・多様化に取り組む地方自治体に対し、最新のシステム情報の提供・アドバイス・支援を行い、全国自治体の防災行政無線デジタル化整備促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 防災行政無線のデジタル化に関する総合支援事業
2. 防災行政無線のデジタル化に関するセミナーの開催
3. その他本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退 社)

第8条 社員が退社する場合は、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開 催)

第11条 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集するものとし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(招集手続きの省略)

第13条 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当

該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的たる事項について提案した場合において、その提案に社員全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、他の当法人の社員を代理人として、その議決権を委任することができる。
ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期等)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解 任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

(剰余金の不分配)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 41 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	磯江 公博
設立時理事	永田 正一
設立時理事	武本 純知
設立時理事	佐藤 忠裕
設立時理事	朝野 忠則
設立時理事	妹尾 達也

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後 3 4 8 番地 2

設立時代表理事	磯江 公博
---------	-------

設立時監事	田中 ゆかり
-------	--------

(設立時社員の氏名及び住所)

第 42 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後 3 4 8 番地 2

設立時社員	磯江 公博
-------	-------

鳥取県倉吉市和田東町 2 0 2 番地 1

設立時社員	永田 正一
-------	-------

(法令の準拠)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人防災行政無線研究所設立のため、設立時社員磯江公博外 1 名の定款作成代理人である司法書士吉村尊文は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

設立時社員	磯江 公博
設立時社員	永田 正一

上記設立時社員の定款作成代理人
鳥取県東伯郡北栄町妻波 1 2 7 4 番地
司法書士 吉村尊文

電吉司
子村法
署尊書
名文士